	第百二十二条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた記録保存業務の全部又は一部を行わないものとするとき。
	一　記録保存業務の全部又は一部を行わないものとした年月日
	二　行わないものとした記録保存業務の範囲

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項中「又は石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）様式第二号」を「、石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）様式第二号又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）様式第一号」に改め、同条第七項中「に限る。）又は」を「に限る。）、」に改め、「を除く。）」の下に「又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則様式第二号によるものである場合（同令第二十一条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す場合を除く。）」を加え、同条第八項中「又は石綿障害予防規則様式第二号」を「、石綿障害予防規則様式第二号又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則様式第二号」に改める。

第四十三条第三項中「及び石綿障害予防規則の規定」を「、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定」に、「及び石綿障害予防規則第四十条第一項」を「、石綿障害予防規則第四十条第一項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二十条第一項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第七条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一に次のように加える。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）	第六条第二項の規定による記録の保存
	第七条の規定による記録の保存
	第二十一条の規定による除染等電離放射線健康診断個人票の保存

別表第二に次のように加える。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	第六条第二項の規定による記録
	第七条の規定による記録
	第二十一条の規定による除染等電離放射線健康診断個人票の作成

様式第１号（第10条関係）

土壌等の除染等の業務に係る作業届

作業件名	
作業の場所	
事業者の名称 所在	（〒　－　）
発注者の名称 所在	（〒　－　） （電話番号　－　－　）
作業の実施期間	年　月　日　～　年　月　日
作業指揮者名	氏名　（電話番号　－　－　）
作業を行う場所の平均空間線量率	
関係請負人及び労働者数の概数	人
	人
	人
	人
	人
年　月　日	

事業者職氏名　　印

労働基準監督署長　殿

［備考］
1. 本届は、発注単位で届け出ることを原則とするが、発注が複数の離れた作業を含む場合には、作業場所毎に提出すること。
2. 「作業の場所」の欄には、作業を行う範囲を具体的に記載すること。地図等を用いる場合には別添として添付すること。
3. 「作業を行う場所の平均空間線量率」の欄には、事前調査により把握した除染等作業の場所の平均空間線量率を記載すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。
4. 「関係請負人一覧及び労働者数の概数」の欄には、関係請負人毎の名称と、当該作業に従事する労働者数を記載すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。